

別表（第3条関係）

(1) 基本指数

事由	類型	状況	基礎指数	調整指数
			父母	祖父母
就労		月160時間以上労働することを常態としている。	50	0
		月120時間以上労働することを常態としている。	45	0
		月96時間以上労働することを常態としている。	40	0
		月64時間以上労働することを常態としている。	35	0
		月48時間以上労働することを常態としている。	30	-5
		上記以外で就労している。	—	-10
妊娠又は出産		妊娠中であるか又は出産後間がない。	40	0
疾病又は は障害	疾病	おおむね1か月以上の入院、入院に相当する治療 又は常時臥床者である。	50	0
		長期加療（安静）を要すると診断を受けている。	40	0
		週2日以上継続して通院している。	30	-3
		月2日以上継続して通院している。	20	-5
		上記以外で健康不良である。	15	-8
	障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級若しくは療育手帳Aを有する又は要介護認定4・5を受けていて保育が困難である。	45	0
		身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳3級若しくは療育手帳Bを有する又は要介護認定1から3を受けていて保育が困難である。	35	-3
		身体障害者手帳5・6級を有する又は要支援認定1・2を受けていて保育が困難である。	25	-5
	介護又は看護		長期入院者の介護又は看護に当たっている。	40
		心身障害者若しくは要介護認定を受けた親族等の介護又は看護に当たっている。	35	-3
		要支援認定を受けた親族等の介護又は看護に当たっている。	30	-5
		親族等の居宅療養者の介護又は看護に当たっている。	25	-8
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害により自宅又は近隣の復旧に当たっている。	50	0

求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている。	15	-10
就学又は職業訓練	月120時間以上就学している又は職業訓練を受けている。	45	0
	月48時間以上就学している又は職業訓練を受けている。	30	-5
育児休業取得時の継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用している。	30	0
不在	死亡、離別、行方不明、拘禁、別居等により不在である。	50	0
その他	70歳未満の健常者で常時在宅である。	—	-20
	常時在宅であるが、70歳以上である。	—	0

備考

- 1 就労時間は、休憩時間を含むものとする。
- 2 複数の事由に該当する場合は、基礎指数の高い方の指数（調整指数の場合は低い方の指数）を採用するものとする。
- 3 虐待又は配偶者等から暴力を受けるおそれがあることが保育を必要とする事由の場合は本表の指数に関わらず、優先利用の調整を行うものとする。

(2) 加算指数

要件	内容	指数	
母子・父子家庭等	死亡、離別、行方不明、拘禁等により保護者不在である場合	父母不在	30
		母子・父子家庭	20
		祖父母以外の親族等同居	15
		祖父・祖母どちらか一方同居	10
		祖父母同居	5
生活保護	生活保護を受けている世帯	5	
家計の主宰者が失業した場合	主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	5	
子どもが障害を有する場合	保育を希望する児童が、障害を有する場合	3	
小規模保育事業等卒園児童	小規模保育事業等を卒園後、引き続き連携施設となっている他の保育所等の利用を希望する場合	25	
	小規模保育事業等を卒園後、引き続き他の保育所等の利用を	23	

	希望する場合		
継続保育児童	前年度において保育所等に入所していた児童が同一保育所等の利用を希望する場合	4・5歳児	50
		3歳児以下	30
	前年度において保育所等に入所していた児童が他の保育所等の利用を希望する場合		15
兄弟姉妹同一施設希望	兄弟姉妹が既に希望施設を利用しており、同一施設を新規で利用を希望する場合		15
保育士等の子ども	児童の保護者が、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等若しくは認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む。）に保育士等として勤務又は放課後児童クラブに放課後児童支援員として勤務している場合		30
待機児童	過去2年間にわたり、当市の待機児童になっていた児童		5
市外児童	市外に住所を有する児童の場合		-40

備考 複数の要件に該当する場合は、それぞれの指数を合算するものとする。